

2021

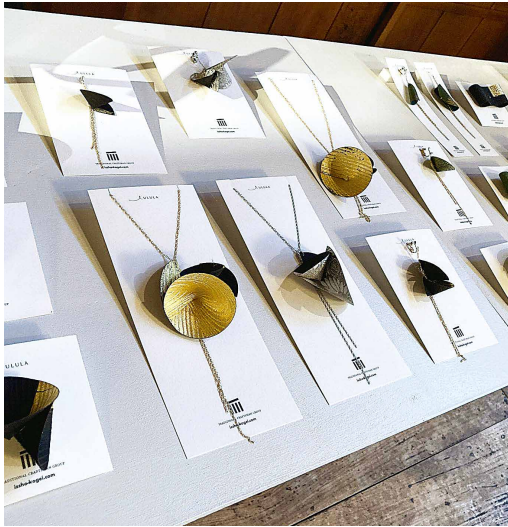
No.

4

石川 中央会報

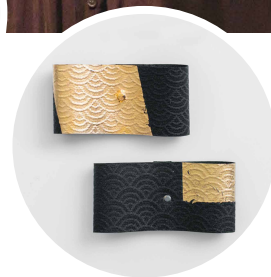
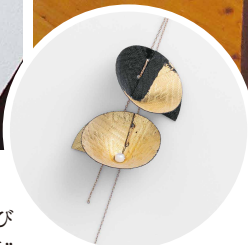
トピックス

秋の叙勲・褒章受章の方々(会員関係)



金澤職人塾 一匠

金沢の伝統工芸、加賀友禅、金沢仏壇、金沢箔及び金沢表具の職人4名で構成される“金澤職人塾 一匠”では、新ジュエリーブランド「ULULA(ウルラ)」を立ち上げ新商品を開発しました。【詳細は10頁】



石川県中小企業団体中央会

<http://www.icnet.or.jp>

巻頭ゼミナール

- 02 カスタマーハラスメント対策で、大切なことはなにか
神戸国際大学経済学部 教授 中村 智彦 氏
- 05 知的財産権あれこれ2021
立体商標 ～あなたはきのこ派? たけのこ派?～
みさき国際特許事務所 代表・弁理士 横井 敏弘 氏

トピックス

- 08 秋の叙勲・褒章受章の方々（会員関係）

中央会事業だより

- 09 全国中小企業団体中央会創立65周年記念式典が開催され、
中小企業庁長官表彰を本県から9名が表彰
- 10 金沢の伝統工芸が集う、金澤職人塾 一匠 ～新ジュエリーを開発しました～
- 11 令和3年度“まち塾”開催します!
- 12 事業継続力強化計画策定のポイントセミナーを開催
第35回組合交流ゴルフ大会を開催 ～59名が参加し、ナイスショット!～
- 13 石川県中小企業青年中央会「人材養成塾 Fight!」を開催
～ネットビジネスで収益を上げる秘訣について～
石川県中小企業青年中央会「組合青年部代表者会議」を開催
- 14 石川県中央会女性部 令和3年度レディース中央会全国フォーラムin宮崎へ参加
外国人技能実習事業適正化講習会を開催

News(会員関係)

- 15 新聞掲載記事より
[石川県テントシート工業組合、諸江地区商業協同組合]

組合情報 Pick up!

- 16 組合青年部のご紹介 ～石川県鍍金工業組合～
昨年10月に設立されました石川県鍍金工業組合青年部様にインタビューしました!!
- 17 組合運営 Q&A
「役員の任期伸長規定について」「組合の債務に対する組合員の責任について」
- 18 Pick up!
全国の先進組合事例（令和2年度組合資料収集加工事業報告書より）
黒川温泉観光旅館協同組合
- 19 京都府瓦工事協同組合
- 20 協同組合鳥取県鉄構工業会

お知らせ

- 21 県内の情報連絡員報告（9月）
- 23 海外知財訴訟費用保険制度のご案内（全国中小企業団体中央会）
- 24 個別専門相談室開催のご案内
会員読者アンケート プレゼントクイズ当選者発表!
訂正とお詫び
- 29 くみWai広場（安原工業団地協同組合）



カスタマーハラスメント対策で、大切なことはなにか

中村 智彦 氏
神戸国際大学経済学部 教授

繰り返されるカスタマーハラスメント

酔っ払って持ち帰り弁当屋を訪れた中年男性が、従業員の暴言を吐き、最後には持っていた硬貨を投げつける。応対する外国人従業員に反論されると、「俺は会社の経営者だ。高級マンションに住んでいる。お前の給料なんかよりも、ずっと稼いでいる」などと怒鳴り散らす。

昨年、ネット上で話題になったビデオである。今年10月には中部地方のあるホテルのフロントで、暴言を吐く中年男性を他の客が撮影したものがネット上で公開された。外国人従業員に差別的な発言をし、「俺は社長だ。このホテルの経営者も知っている。海外のホテルもたくさん知っているが、ここは最低だ。最高級の部屋へ変更しろ」と騒いだ。見かねた他の客が警察を呼んだ。

両方の事例とも、その後、顔などは隠されているもののテレビでも放映されたので、読者の方々もご覧になったかも知れない。

経営者は、自社の従業員を、カスタマーハラスメントを行う客から守らねばならない

こうしたカスハラ＝カスタマーハラスメントが深刻な問題になっている。一般的にカスタマーハラスメントとは、顧客や取引先が、その優位性を利用して、従業員に対して暴言や性的発言を加えたり、企業に対して長時間の電話によるクレームを行ったり、瑕疵のない商品の返品や交換、特別な待遇の要求をしたりする迷惑行為を指す。インターネットの普及により、不当な要求に対する従業員の対応や個人情報やインターネット上に掲載するなどといった二次的な被害も増加している。

このように社会問題化していることから、政府も2019年5月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第24号）において、ハラスメント対策を強化した。同法の改正により、労働施策総合推進法等も改正され、事業主に対して、職場におけるパワーハラ

メント防止のために雇用管理上講ずべき措置の義務付けなどが行われた（2019年6月施行）。

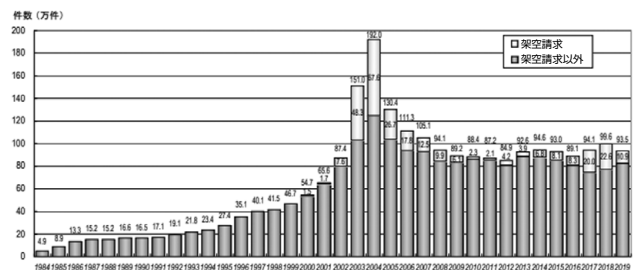
さらに厚生労働省は、職場におけるパワーハラスメント対策について、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）」を制定した。（2019年1月告示、6月適用）。この指針において、「優越的な関係を背景とした言動に起因する問題」として、「顧客等からの著しい迷惑行為」についても、事業主が雇用管理上の配慮を行うべきことが示された。

難しい法律の名前が並んでいるが、要するに経営者は、自社の従業員を、カスタマーハラスメントを行う客から守らねばならないということだ。

なぜカスタマーハラスメントが増加しているのか

なぜ、近年になってカスタマーハラスメントが増加しているのか。カスタマーハラスメントに関する統計は存在しないため、顧客と企業の問題が発生すると相談が寄せられる消費生活センターの統計を見てみよう。

図1 消費生活相談の年度別総件数の推移



注：架空請求の件数は2000年度以降集計している。
出所：「消費生活年報2020」、独立行政法人 国民生活センター、2020年10月

消費生活センターに寄せられている相談件数を見ると、2004年まで増加傾向だったものが、その後は横ばい状態になっていることが判る。ここから見る限り、「カスタマーハラスメントが増加している」とは言い難いようである。

しかし、こうした公的機関に持ち込まれるトラブルではなく、販売やサービスの現場での顧客による悪質なクレーム行為や迷惑行為は、社会問題化するほどになっていることも確かである。

流通小売業界の従業員の半数以上がカスハラを経験

UAゼンセンが2020年に発表した「悪質クレーム調査結果」によると、流通小売業に従事する56.7%がカスタマーハラスメントの被害にあっているという高い割合となっている。また、「直近2年以内で迷惑行為の被害にどれくらいあったか」という問いに対しては、6回以上との回答が14.1%となっている。迷惑行為のきっかけとしては「顧客の不満のほけ口・嫌がらせ」だとしたのが33.1%と最も多くなっている。さらに、迷惑行為の経験によって引き起こされた心身の変化については、1.5%が「寝不足が続いた」、0.7%が「心療内科などに行った」など深刻な被害も出ていることが明らかになっている。

同様に株式会社エアトリが、2019年12月に発表した『「カスタマーハラスメント」に関するアンケート調査』でも、接客業経験者のうち約半数となる47.1%の人が「ある」と回答している。

このように流通小売業界や旅行業界などの接客業を経験している人たちの、ほぼ半数がカスタマーハラスメントを経験している。

求められる対応策の策定とマニュアル化

こうしたカスハラ問題は、欧米諸国でも深刻化している。アメリカなどでは、悪質なクレームや問題行動を起こす消費者を、女性は「カレン」、男性は「ケン」と呼んでいる。問題行動の中には、人種差別的な発言や行為あるいはコロナ感染症に関連してマスクを着用しないでの入店なども含まれ、欧米諸国では非常に厳しく罰せられる。

日本の場合、従業員を罵倒したり、暴れるなどの行為をしても、その録画ビデオの顔などはモザイクがかけられることが大半である。ところが、欧米諸国の場合、顔などはそのまま写され、さらに多くの場合、警察官が呼ばれ、拘束されて、店外に連れ出される。

日本に留学してきた学生たちに、こうした話をする時、自身のアルバイト経験などから、「日本では、お客様は神様という意識が強すぎるのではないか」と言う

意見や、「日本以外では大きな問題となる女性差別や外国人差別が許されてしまっている」と言う批判が聞こえてくる。

実はカスハラを引き起こすのは、50歳代から60歳代の男性が多いことが、各種調査から判っている。多くの場合、差別的な発言や迷惑行為は、自分の方が優位に立っているという発想から行われる。中高年の男性から見て、自分が優位に立てる相手である女性や外国人労働者に対してのカスハラが非常に多くなっているのは、そうしたことがある。

しかし、例えば外国人労働者に関して言えば、日本人の労働者不足が深刻化し、それを補うために多くの外国人が来日するようになったのだ。2020年には、約170万人の在留資格を持った外国人労働者が、日本で働いている。経営者としては、こうした外国人労働者は経営にとって不可欠な存在になりつつある。冒頭に書いたような外国人従業員に対するカスハラを放置することは、中長期的には従業員確保に大きな支障を来すこととなる。

これまでのようにカスハラなど問題行為を引き起こす顧客を放置することは、従業員から見れば「守ってもらえない」会社であると映り、さらに他の顧客から見ても不快で不愉快な場を提供する企業であると認知されてしまう。

すでに「問題を引き起こす客を放置することで、優良な顧客を失い、結果的に利益損失を被るだけではなく、優秀な従業員の退職を誘発する」として、カスタマーハラスメントに対して厳しい対応を取るような飲食店経営者も出てきている。

図2 在留資格別外国人労働者数の推移



注1：「専門的・技術的分野の在留資格」とは、就労目的で在留が認められたものであり、経営者、技術者、研究者、外国料理の調理師、特定技能等が該当する。
 注2：「身分に基づく在留資格」とは、我が国において有する身分又は地位に基づくものであり、永住者、日系人等が該当する。
 注3：「特定活動」とは、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を行うものである。
 注4：「資格外活動」とは、本来の在留目的である活動以外に就労活動を行うもの(原則週28時間以内)であり、留学生のアルバイト等が該当する。

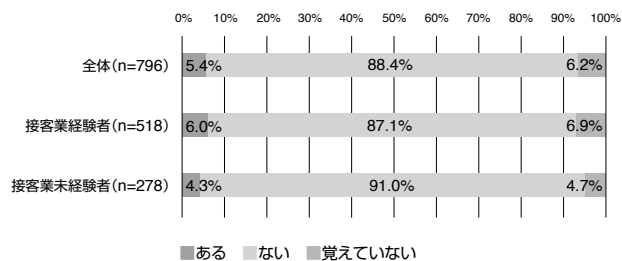
出所：厚生労働省、「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(令和2年10月末現在)

経営者のみなさんも

最後に少し厳しい話をしておかねばならない。株式会社エアトリの調査結果では、接客業未経験者に比べて接客業経験者はカスタマーハラスメントをしたことが「ある」と回答した割合が高いことを指摘している。

さらに、その理由が、接客業未経験者の1位は「商品・サービスがあまりにひどかった」(58.3%)と商品・サービスの“質”が要因だったのに対し、接客業経験者は「従業員の態度が悪かった」(71.0%)が1位であるとし、「従業員の謝罪態度が気に入らなかった」も接客業未経験者は0%だった一方で、接客業経験者は29.0%と大きく差が開いていることも明らかにしている。これらから、「接客業経験者は経験があるからこそ従業員に対して厳しい目を向け、不満を抱くよう」であると分析している。

図3 「カスタマーハラスメント」を行ったことはありますか？



出所:株式会社エアトリ、「カスタマーハラスメント」に関するアンケート調査、2019年12月。

つまり、実はカスタマーハラスメントを行っている加害者は、被害者でもある同業者であるという皮肉な事実なのだ。

冒頭の2例も、弁当屋で騒いだ男性は、飲食店経営者。ホテルで騒いだ男性は、不動産会社社長。いずれも接客やサービスを行う企業の経営者が、カスタマーハラスメントを引き起しているのである。

自分が同業者、あるいは類似の業種であるから、厳しい目で見えてしまうというのは理解できないことではない。しかし、だからと言って暴言や差別的な発言が許されるわけではない。むしろ、発覚した際には逆に「同業他社にも関わらず」と批判の対象となる。

さらに、多くの場合、こうした行為はビデオに録画されるようになっている。被害を受けた店だけではなく、目撃した他の顧客などが録画し、SNSなどネットで公開されたり、テレビ局などに提供することも多い。モザイクなどがかけられていても、知人などが見れば誰か判ってしまう。場合によって個人名や経営している企業、勤務先までが特定されることもある。

経営者としては、二つ心しなくてはならない。まず、自社の従業員がカスタマーハラスメントで疲弊していないかに心を配らなくてはいけない。不満を放置し、その結果、従業員の一部が、同業他社や異業種の企業を訪れた際に、カスタマーハラスメントを引き起すという「報復の連鎖」を引き起こしかねないからだ。

もう一つは、自身に関してである。特に中高年の男性は、行動に気を付けないと批判の対象となる。かつてのように、「ついうっかり」だとか、「酒が入ると気が大きくなって」、「少し甘えただけ」などという言い訳は、現代の社会には受け入れられない。

カスタマーハラスメントを防止するには、法整備や罰則強化などももちろん重要であるが、経営者として最も大切なのは、「いつも見られている」という自覚と相手に対する思いやり、お互い様という気持ちを自社の従業員とともに持つことが、最も重要なのである。

中村 智彦 (なかむら ともひこ)

【ホームページ】
<http://monodukuri.jp/>

【常勤】
神戸国際大学経済学部 教授

【非常勤】
関西大学商学部 非常勤講師
日本福祉大学経済学部 非常勤講師

【専門】
中小企業論
地域経済論



【略歴】

1964年 東京都生まれ
1988年 上智大学文学部卒業
2000年 名古屋大学大学院国際開発研究科博士課程修了(学術博士・名古屋大学)

【活動】

愛知県「愛知ブランド」認定委員
京都府向日市ふるさと創生計画委員会座長
東京都北区産業活性化ビジョン検討委員会副委員長
山形県川西町第5次総合計画アドバイザー
やまがた里の暮らし大学校「まめ学部」学部長
<http://www.facebook.com/mamenoarumachi>



知的財産権あれこれ 2021

立体商標 ～あなたはきのこ派？たけのこ派？～

横井 敏弘 氏

みさき国際特許事務所 代表・弁理士

2021年8月、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」が開催され、石川県出身の女子レスリング競技の川井梨紗子・友香子選手が姉妹で共に金メダルを、ボッチャ競技の田中恵子選手が銀メダルを獲得するなど、石川県出身選手の活躍が連日のように報道されました。新型コロナウイルス感染症対策のため無観客で開催された今大会ですが、新種目の若手選手たちの躍動感や、チーム競技のぶつかり合う迫力などは画面からでも存分に伝わり、閉会を惜しんでいるうちに秋の季節が到来しました。



(※2021年8月6日付毎日新聞HPより)

秋と言えば“食欲の秋”ですね。その代表格である、香り高い山の幸もありますが、こちらの“あるもの”に見覚えはありますか？チョコレート菓子「きのこの山」です。色彩を有し、陰影と光沢が施され、チョコレートとクッキーの食感まで思い出されるような画像です。

そしてこちらは…、チョコレート菓子「たけのこの里」ですね。

これらの画像は、株式会社明治が権利を有する2つの商標登録の、それぞれの商標登録出願時の画像です。商標登録に至るまでには紆余曲折があったようで、「きのこの山」の



(商標公開公報より)



(商標公開公報より)

チョコレート菓子の立体形状については、2015年8月24日に一度出願をしたものの（当時の指定商品は30類・菓子でした）、拒絶査定となり、2017年6月20日に改めて出願し、2018年3月30日に商標登録されました（登録第6031305号）。特許と異なり商標は再出願が可能で、拒絶査定が確定した後も商標を使用し続けることで、識別力を獲得し、再出願後に商標登録が認められることがあります。

特許庁が発行している「とっきょ」という広報誌があり、インターネット上からも無料でご覧になることができますが、そのVol.40（2018年12月・2019年1月号）に、（株）明治の記事が掲載されており、その中で、「識別力が不十分で登録には至りませんでした。」と当時のことが述べられていました。

「たけのこの里」のチョコレート菓子の立体形状については、2018年5月29日の出願から3年経った2021年7月21日に、商標登録されました（登録第6419263号）。

登録される商標とは、まず識別標識として機能し得る個性的な特徴があることが大前提で（「識別力がある」ということです）、さらに登録した場合に他人との関係において不具合が生じないことが条件となっています。前者を「登録要件」と言い、商標法第3条に記載されています。そして後者を「具体的不登録事由」と呼び、こちらは商標法第4条に記載されています。

商標法第3条1項には、各号の事由に該当するもの以外であれば、商標登録を受けることができると定められています。

1項 ～自他商品・役務識別力（があるかどうか）～

- 1号 商品・役務の普通名称（でないこと）
- 2号 慣用されている名称（でないこと）
- 3号 商品の産地、販売地、品質その他の特徴等の表示又は役務の提供の場所、質その他の特徴等の表示（でないこと）
- 4号 ありふれた氏又は名称（でないこと）
- 5号 極めて簡単、かつ、ありふれた標章（でないこと）
- 6号 全号までのほか、識別力のないもの（でないこと）

一方、次の2項をご覧下さい。

- 2項 ～使用による識別性（があるかどうか）～
- 第3条1項3号から5号までに該当する商標であっ

でも、使用をされた結果、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるものについては、同項の規定にかかわらず、商標登録を受けることができるという例外規定です。

「きのこの山」と「たけのこの里」の形状の商標登録出願には、ともに第3条1項各号を理由とする拒絶理由通知書が特許庁より送達されたようですが、それに対する出願人の応答書類である意見書で、第3条2項の適用が出願人より申請され、特許庁が受理し、商標登録査定運びとなったようです。

商標法の「使用」や「需要者」といった文言などの具体的解釈は、特許庁が出している“商標審査基準”に記されております。法改正や時代の要請等が反映されている商標審査官の審査の運用基準で、専門家委員会による検討と意見募集が重ねられて作成されており、特許庁HPでご覧いただけます。

この商標法第3条2項の適用について審査基準では、出願商標及び指定商品又は指定役務と、使用商標及び使用商標又は使用役務とが「同一の場合」であって（例えば、ワードで打った標準文字の出願商標「○○」と、筆書きでの使用商標「○○」は同一ではありません）、特定の者の出所表示として「その商品又は需要者の間で全国的に認識されているもの」について、本項を適用することとしています。

では、拒絶理由通知を送達された後、3条2項の適用を受けるためには、出願人は自身の出願商標が全国的に認識されていることを、どのように証明すればよいのでしょうか。商標審査基準には下記のような立証例が記載されております。

- ①商標の実際の使用状況を写した写真又は動画等
- ②取引書類（注文伝票（発注書）、出荷伝票、納入伝票（納品書及び受領書）、請求書、領収書又は商業帳簿等）
- ③出願人による広告物（新聞、雑誌、カタログ、ちらし、テレビCM等）及びその実績が分かる証拠物
- ④出願商標に関する出願人以外の者による紹介記事（一般紙、業界紙、雑誌又はインターネットの記事等）
- ⑤需要者を対象とした出願商標の認識度調査（アンケート）の結果報告書（ただし、実施者、実施方法、対象者等作成における公平性及び中立性について十分に考慮する。）

（株）明治は、「たけのこの里」の立体形状の商標出願後の意見書に、以下の証拠を実際に提出しました。

（1）商標の使用開始時期・使用期間

（旧）明治製菓（株）が1979年に発売を開始し、その後出願人が同社の菓子事業を承継して現在に至るまで40年にわたり日本全国で販売していることを、発売当初からの商品パッケージ変遷で表現。

（2）商標に係る商品の使用数量について

（株）インテージが提供する全国小売店パネル調査のデータから、2011年度から2018年度の売上高と販売数量を記載。ちなみに2018年度の売上高は41億7407万9千円で販売数量は2578万個。

（3）商標に係る商品のシェア

（株）富士経済発行の食品マーケット便覧より、全てのチョコレート菓子の分野における「きのこの山・たけのこの里」のシェアを4年分記載。2018年は9.9%（見込み）でシェア第3位。

（4）商標を使用した商品の宣伝広告（テレビCM・新聞広告）

テレビCMの画像と、2016年から2019年のテレビ局の放送記録確認書を提出。全国紙である朝日新聞に掲載された広告の一部を提出。

（5）商標に係る商品の認知度

（株）マクロミルが2019年10月2・3日に、関東圏及び関西圏在住の15～64歳男女1,246名を対象とした「たけのこの里」立体想起率調査を実施。本願商標の画像を提示し、純粋想起で商品名を質問したところ、回答者の89%が「たけのこの里」と回答。

（6）新聞・雑誌記事

2010年1月29日付け日経流通新聞掲載の記事と2017年11月10日付け情報誌「シティリビング」掲載の記事を提出。

（7）賞の受賞

本願商標の使用商品のシリーズの一つである「大人のたけのこの里」が、日本食糧新聞社主催のH25年度第32回食品ヒット大賞において、優秀ヒット賞を受賞。

需要者の層が幅広いチョコレート菓子とはいえ、これだけの証拠を提出しなければならなかったのは、イラスト等でなく、チョコレート菓子（の立体形状）“そのもの”が出願されたためです。菓子＝品質そのものということで、品質の表示に他ならず商標法3条1項3号に該当すると判断されますが、需要者に全国的に認知されていて識別力を獲得しているのだと証明できれば、3条2項が適用されて一転商標登録が可能になります。出願人に負担はかかりますが、模倣品の排除が可能になる等、権利の独占のメリットの方が大きいと考えられます。

立体商標制度は1997年（平成9年）4月1日から施行され、「立体商標」は大きく分けて、

- 1 立体的な形（立体的形状）と文字・図形などの平面商標が組み合わされてできたもの：スーパーマリオの帽子（モコモコした形に「M」のマーク）等
- 2 立体的な形がサインポスト（案内標識）として使用されるもの：ペコちゃん人形等
- 3 立体的な形のみ：ヤクルト飲料のプラスチック容器等の3つに分類されます。

立体商標の登録が認められる条件は、

- ① 自他商品識別力があること
- ② 不可欠形状でないこと

の2つになり、「不可欠形状」に該当するか否かは、
・その機能を確保できる代替的な形状が他に存在するか
・商品または包装の形状を、その代替的な立体的形状とした場合でも、同程度（もしくはそれ以下）の費用で生産できるものであるか

を考慮します。丸くせざるをえない自動車のタイヤ、球の形状にせざるをえない野球用のボール等、当該商品と同様の商品を製造・販売するためには必ず採らざるをえない形状が不可欠形状として想定されます。

以上を踏まえて、立体商標登録の事例をご覧ください。

こちらは2021年3月25日に立体商標登録された（第6368404号）、静岡県浜松市の株式会社マルマツの「包みぎょうざ」の容器・包装です。冷蔵の生餃子がびっしり



（商標公報より）

詰まった容器をさらにビニールで風呂敷のように包んでいる立体的形状は独特ですが、逆さになってもフタが外れず安心です。石川県内のスーパーでも見かけますね。



（商標公報より）

1968年の創業以来、喫茶文化の根強い名古屋を中心に全国展開しているコマダ珈琲店ですね。現在は石川県内に9店舗あり、ふらりと立ち寄ることがありますが、どの店舗に入っても同じような雰囲気演出されており、色彩が施された印象的なこの外観の立体商標が、ブランドの信用を保護するために十分に活用されていると思います。商標権者は株式会社コマダで、2016年5月20日に登録されました（第5851632号）。指定役務は第43類・飲食物の提供です。

意匠権が、デザインの形状であって視覚を通じて美感を起こさせるものを保護の対象とする一方で、商標権は、店舗の外観や内装などの立体的形状そのものではなく、その形状に蓄積された「業務上の信用」を保護の対象とします。外観や内装の知的財産権の取得をお考えの際には、ご自身の取得されたい権利をよりカバーしている方を、専門家にご相談なさることをお勧めします。

きのこもたけのこもほろ苦くなってしまいましたが、「権利」の尊さを少しでもお伝えできれば幸いです。

弁理士プロフィール

横井 敏弘（よこい としひろ）

みさき国際特許事務所 代表・弁理士
1973年生まれ 石川県出身

【学 歴】 石川県立七尾高等学校理数科卒
東京大学教養学部基礎科学科卒（化学専攻）
東京大学大学院総合文化研究科広域科学専攻中退

【学 歴】 龍華国際特許事務所
（分野：無線通信機器、撮影機器、画像処理、ビジネスモデル）
特許業務法人アイ・ピー・エス

（分野：複写機器、コンピュータ、画像処理、符号技術、粘着剤、土木工法、織物、ビジネスモデル）

【講 演】 「ビジネスモデル特許の現状と課題」（発明協会石川県支部主催）

【業務分野】 ・特許、実用新案、意匠および商標の国内出願手続
・海外出願手続
・知財コンサルタント

秋の叙勲・褒章受章の方々(会員関係)

令和3年秋の叙勲・褒章受章が決定され、本会関係では、
次の方々はその榮譽に輝かれています。

心からお慶び申し上げます。今後のさらなるご活躍をお祈り申し上げます。

旭日双光章
(中小企業振興功勞)

川原 幸夫

元 旭丘団地協同組合 理事

旭日双光章
(中小企業振興功勞)

福田 外茂男

元 石川県電器商業組合 理事長
現 石川県中小企業団体中央会 理事

旭日双光章
(酒類業振興功勞)

三田 國男

元 金沢酒販協同組合 理事長
現 石川県中小企業団体中央会 理事

旭日双光章
(産業振興功勞・労働行政功勞)

吉田 國男

元 石川県印刷工業組合 理事長
元 石川県中小企業団体中央会 理事

旭日単光章
(公衆衛生功勞)

梶 吉久

現 石川県飲食業生活衛生同業組合 副理事長

瑞宝単光章
(伝統工芸業務功勞)

池田 錦彦

現 石川県箔商工業協同組合 理事

瑞宝単光章
(伝統工芸業務功勞)

佐竹 一夫

元 山中漆器連合協同組合 理事

瑞宝単光章
(伝統工芸業務功勞)

由水 卓朗

元 協同組合加賀染振興協会 理事

黄綬褒章
(業務奨励/造園工・卓越技能)

磯野 進吾

元 石川県造園業協同組合 理事長
元 石川県中小企業団体中央会 理事

黄綬褒章
(業務精励/建築大工・卓越技能)

中村 清光

現 金沢建築事業協同組合 副理事長

(敬称略、五十音順)

全国中小企業団体中央会創立65周年記念式典が開催され、 中小企業庁長官表彰を本県から9名が表彰

11月5日（金）、ホテルニューオータニ東京において標記式典が関係者、被表彰者など約170名を集めて挙行されました。式典では、多年にわたり中小企業団体中央会の組織の強化と事業の活性化に尽力し、中小企業の振興に寄与された中央会役員及び中央会専従役職員に対する記念表彰が行われ、本県からは中央会役員6名、中央会専従役職員3名の方々を受賞されました。まことにめでとうございました。

本県からの中小企業庁長官表彰受賞の方々

〈中小企業庁長官表彰〉

●中央会役員

副会長 山田 秀一（石川県貨物運送協同組合連合会）

理事 蚊谷 八郎（石川県箔商工業協同組合）

理事 寺岡 才治（富来町商業近代化協同組合）

理事 三田 國男（金沢酒販協同組合）

理事 山本 一人（石川県織物工業協同組合）

理事 米澤 卓也（安原工業団地協同組合）

●中央会職員

梶川 嘉彦（担当次長兼工業支援課長）

元木 康博（商業支援課長）

遠藤 正樹（総務課課長補佐）



受賞者の右から山田副会長、米澤理事、蚊谷理事、三田理事



受賞者の寺岡理事



受賞者総代による謝辞

（順不同、敬称略）



全国中央会 森会長による挨拶



記念式典の様子

金沢の伝統工芸の職人が集う、金澤職人塾 一匠^{いっしょう} ～新ジュエリーを開発しました～

金澤職人塾「一匠」^{いっしょう}とは

石川県は江戸時代(1603-1867)に花開いた加賀百万石文化が今なお息づく文化県です。数多くの貴重な文化財が残されているほか、優れた伝統工芸や伝統文化を脈々と受けついでいます。伝統工芸は現在36業種あり、最近では、それぞれの業種で食器やインテリア小物などの商品も製作されています。そんな中、「金澤職人塾 一匠」は、加賀友禅(太田 正伸氏)、金沢仏壇(大竹 喜信氏)、金沢箔(松村 謙一氏)、金沢表具(武部 正典氏)の4人の職人が業種の壁を超えてコラボし、伝統を継承しながら革新的でファッション性の高い商品を生み出すことを目的として活動しています。今回、新商品の開発にあたり、石川県中小企業団体中央会が支援をさせていただきました。



左から 太田氏、大竹氏、松村氏、武部氏

漆絹(ウルシルク)とは

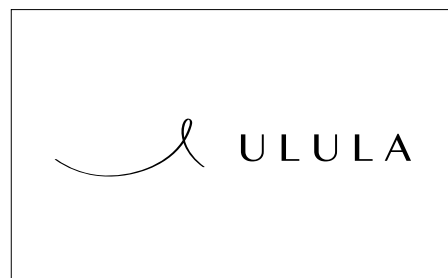
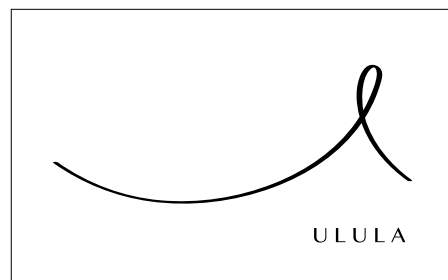
2019年、絹の反物に本漆を塗り込み、曲げても割れない新素材「漆絹(ウルシルク)」を完成させました。漆は木地や紙などの表面に塗り重ねれば、つやを出す塗料となる一方で、塗られた物を固める性質があります。当初、時間の経過により、割れたりヒビが入ったりすることに苦慮しましたが、試行錯誤の結果、反物と漆に独自の調整を加えて、薄く漆を塗ることで、柔軟でつやのある素材が完成しました。布であることから、漆商品の代表的な器や皿ではなく、これまで使われなかったものへの用途が広がりました。

ブランドの立ち上げ、新商品の開発

これまで「ジュエリーエア」というブランド名で、ウルシルクを使ったアクセサリーを販売してきました。今回はこれまでのブランドとは一線を画し、オリジナリティとデザイン性を洗練させたシリーズということで、新ジュエリーブランド「ULULA(ウルラ)」を立ち上げました。

新しいジュエリーは、揺らぐような滑らかな曲線やリズムカルな動きが表現され、今までにはない立体感のあるネックレスやピアスがそろいます。

また、完成したジュエリーの展示発表会が金沢湯涌創作の森で行われました(会期:2021年9月18日(土)～9月23日(木))。発表会では通常の展示に加えて、「ULULA」誕生までの物語、4人の作家のこと、金澤職人塾が歩んできた歴史、伝統工芸の優れた技術、ジュエリーの特徴や美しさを体感できるインスタレーションが展開されました。



「ULULA」のロゴ



ULULA

～ ULULA (ウルラ) のジュエリー ～

【波紋】
月明かりのした、水が柔らかに揺らぐ様子をフォルムに。リボンのようなかわいらしいデザイン。

【浮かぶ半月】
水面に映し出された半月の光が、靡げに揺らめく様子をインスピレーションにして。

【満月夜】
暗闇に静かに、神々しく光る満月。しっとりとした華やかさを纏うシリーズ。

まち塾 令和3年度“まち塾”開催します!

令和3年度も「まち塾事業」を開催します。当事業は平成26年度からスタートし、これまでに24商店街、のべ80店舗で開催してきました。8年目となる本年のまち塾は、珠洲市の4店舗で開催します。

【まち塾とは】

まち塾は本会が実施する商店街サポート事業です。店主が塾長となり、地域住民やお客様、商店街メンバーを受講者とし、店主のお話しとワークショップを交え、専門店ならではの情報や技をお伝えし、お店と地域にお住まいの方との新たな関係性の構築と商店街と個店の活性化を目指しています。コロナ禍の今だからこそ、身近な商店街に来てもらうことを目標として事業を実施します。

【まち塾を開催した店主、まち塾の受講者の声】

店主 ・塾をきっかけに初めて来店してくれた
・じっくりお店や商品の説明ができた等

受講者 ・店長の人柄や商品への愛情が伝わってきた
・仕事に熱く、研究熱心な店主に感動した等

【本年度の開催先】

★珠洲エリア 4店舗 ((株)いづみや・ホビーつぼの・まつだ荘・北沢美容室)

現在開催に向けて準備中です。開催日時や内容が決まりましたら当会 HP や Facebook ページ等でお知らせいたしますので、楽しみにお待ちください!

★過去に実施したこれまでの「まち塾」の取り組みについても当会 HP でご紹介しております。
石川県中央会 HP・まち塾 <http://www.icnet.or.jp/machijuku/index-machijuku.html>

事業継続力強化計画策定の ポイントセミナーを開催

10月27日(水)、石川県地場産業振興センターにて、独立行政法人中小企業基盤整備機構北陸本部 アドバイザー 金瀬 栄義氏、企業支援課長 打田 覚志氏、株式会社商工組合中央金庫金沢支店次長 那須 敦氏をお招きし、標記セミナーを開催しました。2019年より「中小企業強靱化法」により、防災・減災に取り組む中小業者等がその取り組みを「事業継続力強化計画」にとりまとめ、国が認定する制度が開始されています。中小企業・小規模事業者の多くが、大規模地震等、様々な緊急時に備えた事業継続に関する取り組みの必要性を認識しつつも、その取り組みを諦めてしまっているのが現状で、昨今の新型コロナウイルス感染拡大や自然災害(大雪・地震・集中豪雨)等に備え計画策定の重要性が日に日に高まっております。セミナーでは、緊急事態に遭遇した場合「中核となる事業の継続」と「早期復旧」を可能とするための計画づくりについて、その策定方法や連携づくりの枠組み、活用のポイント、金融サポートなどの詳細なご説明をいただきました。

第35回組合交流ゴルフ大会を開催 ～59名が参加し、ナイスショット!～

10月27日(水)、今回で35回目となる組合交流ゴルフ大会が、羽咋郡宝達志水町米出の「能登カントリークラブ」にて、59名という多くの参加をいただき開催しました。

今回は新型コロナウイルス感染防止のため、表彰式と懇親会は行わず、後日、成績表と賞品をお届けさせていただきました。

当日は好天に恵まれ、参加者皆様のご協力を頂き盛会のうちに終了することができました。本当にありがとうございました。

なお、大会結果は次のとおりです。

○優勝	木村 宗久 様 片町商店街振興組合
○第2位	井川 大輔 様 一般社団法人金沢建設業協会 青年委員会
○第3位	川合 英夫 様 石川県機器鈑金協同組合
○ベストグロス賞	小竹 真介 様 (はまなす41、宝達41、グロス82) 石川県鉄骨工業協同組合青年部



優勝の木村宗久氏



宝達コース9番Hグリーンにて

石川県中小企業青年中央会 「人材養成塾Fight!」を開催

～ネットビジネスで収益を上げる秘訣について～

9月28日(火)に金沢東急ホテルにて、「人材養成塾Fight!」を開催しました。

今年度第1回目は、ITコーディネーターとして活躍されている、株式会社一期大福 代表取締役 福岡 明夫 氏を講師に招き、ITを活用したネットビジネスの仕組み・戦略並びにネットで売れる仕組みづくりについての研修会を開催しました。講師からは「ネットショップ開設に必要なスキルの身に付け方」、「ネットショップ運営のコツ」等のお話を頂きました。参加者からは「ネットビジネスは実店舗経営と同じくらい大切であることが理解できた」、「今後の経営に役立てたい」などの声が聞かれ、非常に有意義な研修となりました。



講師 福岡氏



研修会の様子

石川県中小企業青年中央会 「組合青年部代表者会議」を開催

10月19日(火)に、青年部組織や企業の事例などを紹介する「組合青年部代表者会議」を開催し、17名が参加しました。

今年度は、能登地区への視察として、鳳至木材株式会社、石川県飲食業生活衛生同業組合青年部、株式会社ダンボールワン七尾工場へ訪問させていただきました。

鳳至木材株式会社 取締役 四住 一也氏からは、能登ヒバのブランド化までの道のり等についてのお話を、石川県飲食業生活衛生同業組合青年部長の岡本 温氏からは、飲食業界の現状と今後について、株式会社ダンボールワン SCM部長 吉田 恒平氏からは、ダンボール・梱包材通販NO.1であるダンボールワンの事業説明等を頂いたあと、七尾工場を見学しました。

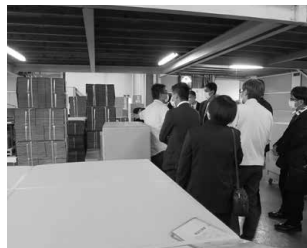
能登地区で活躍する企業の先進的な取り組みについてのお話は、これからの青年中央会の活動や会員企業の経営に大いに参考となり「新しい『気付き』が得られた」、「新鮮な情報だった」などの声が聞かれ、参加された皆様は大変満足されていました。



鳳至木材株式会社
工場見学



県飲食業生活衛生同業組合
による発表



株式会社ダンボールワン
七尾工場の見学



参加者のみなさん

石川県中央会女性部 令和3年度レディース中央会全国フォーラム in 宮崎へ参加

令和3年度レディース中央会全国フォーラム in 宮崎が、10月7日(木)に「シーガイアコンベンションセンター」において開催されました。全国の女性経営者等約110名が参加し、本県女性部からは記州陽子会長のほか3名が参加しました。

森 洋 全国中央会会長、吉田陽子全国レディース中央会会長が主催者を代表して挨拶を行った後、基調講演が行われました。基調講演では「向こう側の笑顔とこちら側の笑顔～あたたかいキャラクターを産み続ける女子力の現場～」と題し、KIGURUMI. BIZ株式会社 代表取締役 加納 ひろみ氏により講演が行われました。続くパネルディスカッションでは「地方の魅力を再発見～アフターコロナを見据えて～」と題し、特定非営利法人宮崎文化本舗 代表理事 石田 達也氏をコーディネーターとして迎え、株式会社藤木石油店 取締役 藤木 浩美氏、株式会社延岡シネマ 支配人 有田 美紀氏、長友味噌醤油醸造元 四代目女将 長友 陽子氏の3名がパネラーとなり各業界や会社が抱える課題やアフターコロナを見据えた取り組みが紹介されました。

交流懇親会では、秋元夜神楽保存会「高千穂神楽」のアクションが催され、会場は盛り上がりを見せる中、参加者は交流を深めました。



吉田会長による挨拶



交流懇親会の様子

外国人技能実習制度適正化講習会を開催

令和3年9月22日、ホテル日航金沢において外国人技能実習機構名古屋事務所富山支所 指導課長 成田 丞志氏をお招きし標記講習会が開催されました。

技能実習制度は、平成5年に制度化され平成28年には新たに技能実習法が制定されました。新制度の目的・趣旨は、開発途上国等の経済発展を担う「人づくりに寄与する」という国際協力の推進であり、技能実習の適正な受入や実習生の保護の観点から管理監督体制の強化が図られました。受入体制の98%が団体監理型と中小企業組合が圧倒的に多数を占めており、監理団体の実務面で重要な役割を果たしながら、一方で、制度の適正な運用が求められています。

今回、外国人技能実習生受入組合を対象に、令和3年4月以降の運用要領改正点や留意点の他、外国人技能実習機構が行う検査結果と行政処分事例に基づき講義が行われました。



講習会の様子

新聞掲載記事より

災害時に「テント調達」 県と組合が協定締結

石川県テントシート工業組合

県と県テントシート工業組合は防災の日である1日、災害時のテント調達に関する協定を結んだ。西川雄蔵理事長は「災害に強いまちづくりを目指して

いきたい」と意気込みを語った。協定では組み立て式のパイプテントや感染症の対策を講じたテントの調達、設置を行い、円滑な避難所運営と被災者支援につなげる。日本テントシート工業組合連合会東海・北陸ブロックも協力する。

令和3年
9月2日(木)
北國朝刊2面掲載

植物で商店街に癒し 加盟30店でそろいの鉢配布

諸江地区商業協同組合

諸江地区商業協同組合は26日、諸江地区商店街の全30店に観葉植物を1鉢ずつ配った。密を避けるため集客がでない中、新型コロナウイルスの影響で長期間にわたって客足が落ち込んでいる加盟店を励まそうと企画した。商店街の全店でそろいの鉢を飾り、従業員や来店客に癒しを届ける。

組合は毎年、集客イベントを実施して商店街の活性化に努めてきたが、昨年から続くコロナの影響で企画できなかった。昨年夏には補助金を活用して体温計や消毒液スタンドを希望

する店舗に提供した。

各店が感染対策に苦心しながら営業する中、少しでも癒しになればと、多肉植物の「サンセベリア」を贈ることになった。生花店を営む室敏朗理事長によると、サンセベリアは熱帯植物で、空気をきれいにする効果がある。

加盟店には、サンセベリアの特徴や商店街のマスクottキャラクター「モロエもん」を記載したパネルを配り、商店街のPRに役立ててもらおう。

室理事長は「商店街が頑張っていることを地域の皆さんに伝えたい。植物を見た人が少しでも元気になってくれればうれしい」と話した。

令和3年
8月27日(金)
北國朝刊30面掲載

ITで未来にもっとワクワクを。

ヒトとモノ。全てをITで繋いだら未来はどう変わるのだろう。
ICCは、ITインフラを通して培った総合力を活用し、
AIやIoTなど様々な最新技術を組み合わせ
「ワクワク」するような未来を創造していきます。



icc 株式会社
石川コンピュータセンター

〒920-0398 石川県金沢市無量寺町ハ6番地1 TEL 076-268-8311代 <https://www.icc.co.jp>

Pick up! 組合青年部のご紹介

INTERVIEW

石川県鍍金工業組合青年部

昨年10月に設立されました
石川県鍍金工業組合青年部様に
インタビューしました!!

構成人員	13名
構成員業種	めっき加工業を中心とした表面処理関連企業
役員構成	代表幹事1名、副代表幹事1名、幹事1名、 会計監事1名



幹事
中島氏



代表幹事
鴻野氏



副代表幹事
西氏

【連絡先】

住所: 金沢市鞍月2丁目3番地 石川県鉄工会館3階
TEL: 076-267-2125 FAX: 076-267-2126

青年部立上げのきっかけについて教えてください。

「石川県鍍金工業組合青年部」は、令和2年10月2日、めっき業界の次世代を担う若手経営者の研鑽と、社員とともに成長し、業界の土台作り、1社ではできないことに取り組む機会を創造することを目的とし設立されました。規約にもあるこの「目的」については特に時間をかけ作成。どの事業を企画するにも、目的の軸がぶれないよう活動することを意識しております。

どのような活動をされていますか？

代表幹事1名、副代表幹事1名、幹事1名が執行部となり毎月幹事会を1回行い、各種事業を企画しております。研修会は年に3回実施し、幹事3名がそれぞれ担当し、企画しています。研修会はコロナ禍でも参加できるようZoom等のオンラインツールを活用しハイブリッド型で開催することで毎回50名程度参加しています。これら事業には、経営者だけでなく、各企業の従業員も参加でき、各社の横のつながりを深めています。同業他社との交流はとても刺激を受ける機会となっております。

今後の取り組みたいことについて教えてください。

従業員のための技能士検定取得のためのサポートや、めっき業界の認知度向上のための子ども向けPR活動を行っていきたいと考えております。会員同士が将来像を議論し、若者から業界を底上げしていければと思います。



幹事会の様子



研修会の様子

★今後も県内の
組合青年部、組合女性部
の活動をご紹介します。
していきます。



「確かな未来」が会社を変える。

中退共 以て退職金。
CHU-TAI-KYO

「中退共」は中小企業が加入しやすい
国の退職金制度です。

- ① 国の制度だから安全・安心!
さらに掛金の一部を国が助成します。
- ② 社外積立でラクラク管理!
管理や運用の手間がかかりません。
- ③ 掛金は全額非課税でオトク!
節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんもご加入いただけます。
- 他の退職金・企業年金制度等とのポートビリティも可能です。

詳しくは
ホームページをご覧ください

中退共 検索

<http://chutaikygo.taisyokukin.go.jp/>

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

組合運営 Q&A

役員任期延長規定について

Q 通常総会の日が役員任期を超えて開催されることがありますが、役員任期が切れることのないようにするにはどうしたら良いのでしょうか？

A 定款に、残任義務に関する規定を設けておくことが望まれます。
通常総会が理事の任期を超えて開催されることがあるため、中協法第36条第4項は「任期中の最終の決算期に関する通常総会の終結時まで伸長することを妨げない。」と規定しています。定款にこの規定を設けることにより、通常総会の日が年度によって異なるのに応じて理事の任期が短縮または伸長され、常に通常総会に終結の時をもって任期が満了することとなります。

また、理事の任期について、中協法第36条第1項では、「理事の任期は、2年以内において定款で定める期間とする。」と規定していますので、2年以内の任期を定款で定めるとともに、この任期延長規定を設けることにより、通常総会開催前に理事の任期が切れることを避けることができます。これにより、決算関係書類の承認に当たって、決算当時の理事に現任者として説明の任に当たらせることができ、より適正な組合運営が期待されます。

なお、任期満了または辞任によって退任した組合の役員は新たに選任された役員が就任するまで役員としての権利義務を有することとされています(中協法第36条の2)、これは「退任した」役員が残任を義務づけた規定であって、役員任期自体を伸長させるものではありません。

組合の債務に対する組合員の責任について

Q1 組合員の借入金、買掛金等の対外債務に対する組合員の負うべき責任の限度については、中協法第10条規定に基づき、出資金を限度とするのですか？

例えば、総会において、各自の出資金以上の金額を負担すべきことを議決した場合、あるいは、組合員のある特定者を指名して負担させることを議決した場合、この議決は有効ですか？

Q2 貸付金、売掛金等の未回収のため、借入金等の返済が不能となった場合、責任はだれが負い、債権の追求はどこまで及びますか？

A1 組合がその事業の遂行上、第三者と取引をし、借入金、買掛金等の債務を負い、かつ、その弁済が不能となった場合において、組合員が負うべき責任は、その出資額が限度となります。総会その他の議決をもってしても、これを超える責任を負わせることはできません(中協法第10条第5項)。

A2 組合員が出資金を限度として責任を負います。また、組合が借り入れた資金を組合員に貸し付けた場合、組合が共同購買をした物品を組合員に販売した場合等において生じた、組合と組合員間の債権債務関係については、出資とは関係なく、組合に対して債務を負っている組合員は、弁済の責があります。組合の第三者に対する債務について全部または一部の組合員が組合のために連帯して保証をしている場合(連帯保証)に、その保証をした組合員は、個人的に無限の責任を負うこととなります。売掛金等の未回収のため、借入金等の返済が不能となった場合、組合員は出資額を限度として責任を負います。これについて、特定の組合員を指名して弁済の責があること等を総会において議決して負担させることは、法令違反であるから無効です。

組合財産をもって債務を完済するに足りない場合において、解散をし、または破産手続き開始の決定を受けたときも、組合員の責任は前述のとおりです。

なお、組合員が自主的意思によって出資限度額以上の負担をしようとするのを妨げるものではありません。

Pick up! 全国の先進組合事例

=令和2年度組合資料収集加工
事業報告書より=

特徴ある
活動

黒川温泉観光旅館協同組合

湯めぐり風呂敷で環境保全と日本の湯めぐり文化を推奨

住 所	〒869-2402 熊本県阿蘇郡南小国町満願寺6594-3		
U R L	https://www.kurokawaonsen.or.jp		
設 立	昭和36年2月	出 資 金	12,500 千円
主な業種	旅館業	組 合 員	25 人

■背景・目的

交通が不便な小さな温泉街の再興のため、またその制約を強みに転換し、他の温泉地と差別化するため、1961年に組合を設立。その後地域全体で黒川温泉を盛り上げるなかで「黒川温泉一旅館」の理念が生まれ、様々な取り組みを行ってきた。しかし平成28年に熊本地震を経験したことで、黒川温泉の地域SDGs取組の必要性が共通認識となり、その一つとして「湯めぐり風呂敷」の商品開発・販売プロジェクトの取り組みを行った。

■取組みの手法と内容

平成28年に熊本地震を経験したことで、これからの黒川温泉はどうあるべきか、どのような地域づくりをしていくのかなど、未来を話し合う機会として「黒川みらい会議」を発足。黒川温泉三者協議会（黒川温泉自治会、黒川温泉観光協会、黒川温泉観光旅館協同組合）を中心に、行政・各機関・有識者・地域住民と連携を図りながら黒川温泉のグランドデザインからアクションまでの協議において、黒川SDGsの取組の一つである環境保全の取り組みを検討した。

具体的な内容としては、廃棄物となってしまう売店のレジ袋の利用削減などによる「プラスチックごみ削減活動」の取り組みを加速したいとの考えから、「湯めぐり風呂敷」の商品開発・販売プロジェクトを決定した。また、環境に配慮した持続可能な日本の湯めぐり文化を黒川温泉から発信し、さらに推奨していきたいとの考えからクラウドファンディングに挑戦することにした。

クラウドファンディング活用にあたっては、黒川温泉観光旅館協同組合の現事務局長の人脈や成功事例を探るなど、スタート前の準備に注力したことで、最適なプラットフォームの選択と親近感のある募集画像コンテンツを作成し、成果獲得に結びついた。

■成果とその要因

クラウドファンディングに対するコンセプトが明確であり、知名度からくる積極的なメディア露出、日常的に温泉を利用する年齢層に的を絞った位置づけで若年層をターゲットにしていたものが幅広い年代にヒットし、資金調達目的額を大幅に超えたうえ、湯めぐり風呂敷を片手に湯めぐりする客が散見されるようになった。



湯めぐり風呂敷



黒川温泉に自生する野草をモチーフにしたデザイン



肩にかけて使用した場合



風呂敷のように使用した場合

Point

クラウドファンディングを活用し、地域資源の活用・循環に取り組む魅力ある温泉街へ。

Pick up! 全国の先進組合事例

=令和2年度組合資料収集加工
事業報告書より=

特徴ある
活動

京都府瓦工事協同組合

瓦の魅力を発信『京の瓦ブランド育成プロジェクト』

住 所	〒601-8448 京都府京都市南区西九条豊田町12		
U R L	http://kyoto-kawara.jp/		
設 立	昭和32年4月	出 資 金	28,720 千円
主な業種	屋根工事業(金属製屋根工事業を除く)	組 合 員	76 人

■背景・目的

京都の景観を支えてきた一つが瓦であるが、瓦葺き屋根が年々減少してきている。瓦に対する誤解や理解不足を解消し、瓦の本来の価値を訴求していくことが、瓦の需要創造にもつながってくると考えた。そこで、京都の長い歴史・伝統文化の中にあり続けた「瓦産業」を「京の瓦ブランド」として確立することを目的に本事業に取り組んだ。

■取組みの手法と内容

京の瓦ブランド育成プロジェクトとして様々な事業に取り組んだ。まず、地域の工務店や設計士、一般の生活者に対して、Instagram 瓦フォトコンテストを開催し、「瓦の美」というテーマで美しい瓦の写真の投稿を募った。また、瓦を身近に感じてもらう為に、子供たちや外国人を対象にした瓦葺き体験教室を開催した。そして、ガイドライン工法の普及と瓦の安全性をPR する為に、YouTube での動画配信や組合施設内にショールームを設置し、工務店や設計士など取引先への工法の周知や勉強会の開催、一般ユーザーへの仕様説明を行った。

実施体制としては理事長がリーダーとして事業全体を統括し、組合理事や青年部、組合員を巻き込んで本事業に取り組んだのが特徴である。事業実施前は、組合員が手伝ってくれるのかという不安があったが、皆に自分事として取り組んでもらうことができた。特に瓦葺き体験会は青年部を中心に企画・実施し、組合員の結束力を高めることにもつながった。

本事業を単発のイベントで終わらせるのではなく、瓦の価値や魅力の発信を伝える継続事業にしていけるかどうかが今後の課題である。Instagram フォトコンテストは3年連続開催となり、体験会も継続的に実施することができており、今後の瓦の需要創出にもつなげていきたい。

■成果とその要因

フォトコンテスト、体験会ともに目標の応募・集客数を達成することができ、瓦の魅力発信につながった。成功要因としては、本事業の取り組み前に組合理事に加えて青年部や組合員有志の方々が集まって議論し、組合の現状や課題認識を共有して将来のあるべき姿を検討したことが大きかった。組合員の当事者意識の醸成につながり、実行力が高まったものと考えられる。



フォトコンテスト告知チラシ



瓦葺き体験会の様子

Point

将来ビジョンを考えることは組合青年部の参画を促しやすい。組合の将来を担っていく青年部がアイデア創出に関わることで、事業への参画意識と実行力の向上につながった。

Pick up! 全国の先進組合事例

=令和2年度組合資料収集加工
事業報告書より=

特徴ある
活動

協同組合鳥取県鉄構工業会

若手労働者の雇用ツールに動画を作成し、YouTube 配信で閲覧数大幅アップ

住 所	〒682-0017 鳥取県倉吉市清谷2丁目68 パレットハウス I 105号		
U R L	https://tekkou-kogyoukai.com/		
設 立	平成4年10月	出 資 金	3,000 千円
主な業種	機械金属製品製造業	組 合 員	15 人

■背景・目的

令和2年当時は、組合員各社とも事業が活発化していたにもかかわらず、高齢化が進み、若手人材の不足が大きな課題となっていた。また雇用を期待するターゲットの若年者には鉄構業界の認知度も低く、新たな手法でイメージアップを図り、雇用に繋がる活動が課題となった。そのため組合全体の人材確保事業として取組みを考えた。

■取組みの手法と内容

動画作成について理事会等で検討を進める中で、鳥取県中央会より「人材確保 PR 支援事業」の活用がアドバイスあり、検討委員会を立ち上げた。

動画の構成には、映像の専門家からインパクトのある映像で分かり易い内容、従業員等が出演することが受け入れやすいというアドバイスを受けながら、人材募集と企業紹介の二面性をもってドローンによる組合員工場の全景紹介、従業員のインタビューによる職場環境や仕事の内容紹介等を行った。またハローワーク等の求人掲載にも若年者が気軽に企業の動画が見えるように HP の URL を掲載したことが「求人企業の可視化」にも役立った。若者の利用度が高く話題性のある YouTube を活用して配信したことにより、従前に比較して格段に HP の閲覧件数が増え、月間 200 件以上となった。

従来、ハローワークや求人誌に求人広告等を出しても反応が薄く応募に至らなかったため、若手の求人者に向けた求職内容や職場環境、従業員の生の声を掲載するなどの作成の工夫が閲覧数増加につながり、動画が若者に受け入れられている確信が得られた。地域の工業高校にも作成した動画を DVD にして配付し、学校から好評を得ている。これらの取組みにより組合員各社の従業員は、見たことがなかった同業他社と自社を比較することが出来、自社の職場改善意識と業界の重要性の理解につながった。

■成果とその要因

現在の若年労働者を確保するには、紙ベースではなく、動画や映像を観て理解、納得してもらう手法が受け入れられやすいことを確信した。YouTube の閲覧件数の大幅増加が物語っているが、昨今のコロナ禍により職を失った人たちの求職時に今回の動画が受け入れられ、多くの応募につながることを期待している。



業界 PR 動画 YouTube は発信



検討委員会を立ち上げ映像内容協議

Point

若年者の人材確保に動画を利用し、YouTube による配信を行ったことである。動画に抵抗がなく、閲覧することに興味を持っている若者層に受け入れられている。



REPORT

県内の情報連絡員報告 令和3年9月

県内製造業情報連絡員：8業種 31人 / 県内非製造業情報連絡員：6業種 27人

※本調査は、当会に設置している情報連絡員（中小企業の組合（協同組合、商工組合等）の役職員58人に委嘱）による調査結果です。DI値は、情報連絡員が所属する組合の組合員企業の全体的な景況（前年同月比）です。

令和3年9月期において

○DI値で見ると、昨年同月比をもとに前月との増減を比べた場合、9項目中、7項目が上昇、1項目が横ばい、1項目が悪化となった。9月末までの緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置により状況は大きく変わらないが、新規感染者数が減少傾向にあることや経済活動が回復傾向にあることなどから大半の指標で改善となった。緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置解除後の10月以降に期待する声が多く聞かれた。

○**製造業**においては、8項目が上昇、1項目が悪化であった。受注が回復している一方、原材料の価格高騰や人件費増加により収益が伸び悩んでいる。好調であったのは、ウッドショックが落ち着き、売れ行きが良かった木材・木製品製造業、特需による出荷があった砂利販売業、公共工事の大型案件で出荷量が多かった生コンクリート製造業、建設機械関連や工作機械関連を中心に高い生産が続いている鉄鋼・金属製品製造業及び一般機械器具製造業などであった。一方、悪化していたのは、ファッション衣料の需要が低迷している繊維同製品製造業、出荷量が減少していることに加え、燃料費高騰で収益に影響が出ている粘土かわら製造業、展示会の売上が伸びない漆器製造業などであった。

○**非製造業**は、3項目が上昇、1項目が横ばい、4項目が悪化となった。シルバーウィークがあったものの観光客の戻りは限定的であり、外出自粛や個人消費意欲の低迷が続いた。悪化していたのは、外出を抑える動きからガソリン需要が減少した燃油小売業、東京オリンピック・パラリンピック後のテレビ需要が急激に落ち込んだ電器製品小売業、残暑の戻りがあり秋物の動きが失速した衣料品小売業、業務用が不調であった水産物小売業、観光客を含む人出が少なく、時短営業や休業などの影響が大きい商店街、旅館・ホテル業、共同店舗及び土産物小売業などであった。一方、好調であったのは、新カタログが出来上がり、売上が伸びたその他の卸売業、材料値上げの前倒し需要や天候の安定により売上及び収益が伸びた板金工事業、運行量が増加した一般貨物自動車運送業などであった。

○SDGsについて

全業種では、「取り組みたいと思っている」が45.3%、「取り組んでいる」が26.4%とSDGsに積極的な企業が71.7%であり、関心の高さがうかがえた。業種別でみると、製造業においては、「取り組みたいと思っている」が44.4%、「取り組んでいる」が29.6%であった。非製造業では、「取り組みたいと思っている」が46.2%、「取り組んでいる」が23.1%となり、業種間の差はなく、業種を問わずSDGsに前向きな事業者が多い結果となった。

「取り組んでいる」または「取り組みたいと思っている」と回答した理由としては、「事業の持続的成長の確保」が最も多く、次いで「社会貢献」、「企業価値を高める」が続いた。すでに取り組んでいる具体的内容としては、「産学連携での商品開発」（粘土かわら製造業）や「回生エネルギーを蓄電し2次利用する製品製造」（鉄鋼・金属製品製造業）、「リサイクルごみの再生回収協力」（水産物小売業）など業界ごとの様々な取組みの声がみられた。一方、「取り組んでいない・取り組む予定はない」との回答（全業種）は28.3%であり、その理由としては、「必要性を感じていない」が最も多く、「経営効果が分からない」、「何に取り組んでいいかわからない」が続いた。

近年は国内外問わずSDGsを推進する動きが活発化しており、中小企業の間においても急速に浸透していると思われる。今後もより一層SDGsに対する取り組みが注視される機運であり、中小企業において今後の経営に取り込むことで新たなビジネスへの展開につながる事が期待される。

令和3年

9月期 景況天気図

	全体DI	製造業DI	非製造業DI
売上高	☁️ -3.4 (1.8)	☀️ 32.3 (12.9)	☔️ -44.4 (▼11.1)
在庫数量	☁️ -4.3 (19.1)	☁️ -3.2 (19.4)	☁️ -6.3 (18.7)
販売価格	☁️ 8.6 (1.7)	☀️ 25.8 (6.4)	☔️ -11.1 (3.7)
取引条件	☁️ -6.9 (8.6)	☁️ 0.0 (12.9)	☔️ -14.8 (3.7)
収益状況	☔️ -25.9 (▼3.5)	☔️ -12.9 (▼3.2)	☔️ -40.7 (3.7)
資金繰り	☔️ -19.0 (5.1)	☔️ -22.6 (3.2)	☔️ -14.8 (7.4)
設備操業度	☀️ 16.1 (12.9)	☀️ 16.1 (12.9)	-
雇用人員	☁️ -3.4 (6.9)	☁️ 0.0 (12.9)	☁️ -7.4 (0.0)
業界の景況	☔️ -17.2 (0.0)	☁️ 3.2 (6.4)	☔️ -40.7 (▼7.4)

※1：()内の数字は前月とのポイント差 (▼は減少)
 ※2：設備操業度は製造業のみ

全体の景況感

※主要3項目(売上高・収益状況・業界の景況)の平均値



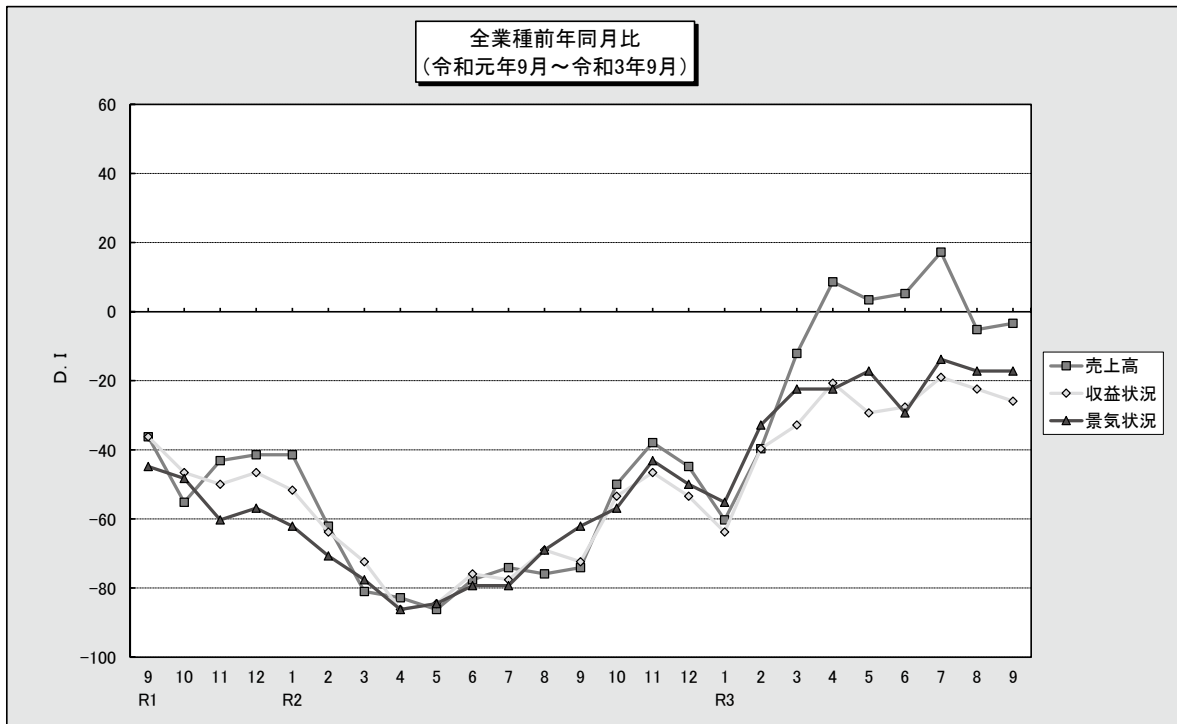
雨
-15.5

天気図の見方

各景況項目について「増加」(又は「好転」)との回答を頂いた業種割合から「減少」(又は「悪化」)との回答を頂いた業種割合を引いた値をもとに作成しました。その基準は次の通りです。

☀️ 快晴 25以上	☀️ 晴れ 10~25 未満	☁️ 曇り 10未満~ -10未満	☔️ 雨 -10~ -25未満	☔️ 大雨 -25以下
------------------	-------------------------	----------------------------	--------------------------	-------------------

景況の推移(前年同月比)石川県分(主要3項目)



海外知財訴訟費用保険制度

安心も海をわたります。

海外での知的財産権訴訟リスクは、年々増加傾向にあります。不安を海外展開の重荷にしないために。ビジネスといっしょに、安心もお供します。



海外知財訴訟費用保険制度の特徴

① 保険制度の概要

中小企業が海外において、知的財産権に関する損害賠償請求等の訴訟の提起を受けた場合に、応訴等するための費用を補償します。中小企業基本法で定められている中小企業者である場合、各年度1回まで、国から保険料の1/2(2年目以降の場合は、保険料の1/3)が補助されます。

② 加入対象

全国中小企業団体中央会、または都道府県中小企業団体中央会の会員、もしくは会員の構成員である中小企業者かつ、みなし大企業でない場合
※中小企業基本法で定められている中小企業要件及び、みなし大企業については、パンフレット等でご確認ください。

③ 保険期間

2021年7月1日 午前0時～2022年6月30日 午後12時
※中途加入は、毎月1日 午前0時～2022年6月30日 午後12時
(保険料補助制度の関係から、最終加入開始日は2022年2月1日となります。)

④ 補償対象地域

以下の1、または2のいずれかからの選択
1: アジア全域(日本、北朝鮮を除く) 2: 全世界(日本、北朝鮮を除く)
※「アジア」の定義は、外務省ホームページの「地域別インデックス(アジア)」に準拠します。

⑤ 支払限度額と免責金額について

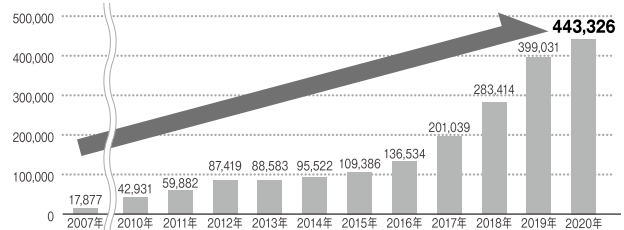
支払限度額: 500万円・1,000万円・3,000万円・5,000万円のいずれかからの選択(1請求または1訴訟・保険期間中)
免責金額(自己負担額): 10万円(1請求または1訴訟)

◎本内容は、海外知財訴訟費用保険制度の概要を説明したものです。実際の加入及び詳細は、引受保険会社の約款、パンフレット等に依ります。
◎本制度は、中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金(海外知財訴訟保険事業)による特許庁の支援を受けています

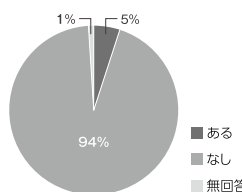
海外知財訴訟のリスク

■ 中国における知的財産民事訴訟件数の推移

日本の中小企業が海外での知的財産侵害を理由とする係争に巻き込まれるリスクは、増加傾向にあります。高額な訴訟費用が必要となった場合、係争に対応できず、事業撤退や会社の存続の危機に追い込まれる可能性があります。



■ 海外の企業から権利侵害をしていると指摘を受けた経験



外国出願を行っている中小企業への調査によれば、1,612社のうち全体の5%にあたる83社が、海外企業から権利侵害をしていると指摘を受けた経験があると回答しています。

「令和2年度 中小企業知的財産活動支援事業費補助金に係るフォローアップ調査報告書」から加工・作成(特許庁)

■ お問合せ先
全国中小企業団体中央会

https://www.chuokai.or.jp/insu/chizai-insu_about.htm

※上記URLもしくは右記QRコードより、パンフレットのダウンロードができます
※お見積り、ご加入手続きは引受保険会社にお問合せ下さい



■ 引受保険会社(参入順)
○損害保険ジャパン株式会社 ○東京海上日動火災保険株式会社 ○三井住友海上火災保険株式会社

■ 制度運営
全国中小企業団体中央会



個別専門相談室開催のご案内

本会では、組合・企業等が抱えている法律や税務・登記等の諸問題を解決すべく、専門家による個別専門相談室（無料）を開設しております。

12月については、以下のとおり相談室を開設いたしますので、該当するテーマをお選びいただき、お気軽にご相談ください。

※相談は予約制（1回30分）のため、ご希望の方は事前に本会へ電話でお申込みください。また、予約多数の場合は、相談時間の短縮をお願いする場合がありますので予めご了承ください。

*申込先 (TEL) 076-267-7711
(FAX) 076-267-7720

＜日 程＞

開催日	時 間	内 容	専門相談員
令和3年 12月15日(水)	10:00 ~ 12:00	税務・会計相談	北村労務会計事務所 税理士 加藤 達也 氏
	13:00 ~ 15:00	法 律 相 談	弁護士法人まこと共同法律事務所 弁護士 久保 雅史 氏
	15:00 ~ 17:00	労 務 相 談	金沢ひばり社労士事務所 社会保険労務士 朴 遥子 氏

＜場 所＞ 金沢市鞍月2丁目20番地
石川県地場産業振興センター新館5階 石川県中小企業団体中央会 会議室

会報読者アンケート プレゼントクイズ当選者紹介!

会報No.3（7月発行）にて実施したプレゼントクイズの答えは、「ときめき時計展」でした。

ご回答いただいた方から、抽選の結果、1名の方にプレゼントをお贈りさせていただきました!

当選者：カジテキスタイル事業協同組合 西村 様

プレゼントは、「湯涌ゆず石鹸開発研究会」が開発した商品です。（会報No.2号でご紹介しております。）

*湯涌温泉 ゆず石鹸「HIMURO」

ご回答いただき、ありがとうございます。



今号のプレゼントクイズでは、ご回答された方の中から当選者の方に、中央会事業にちなんだ品物をお贈り致します。メ切は12月8日(水)!!ご回答お待ちしております!!

訂正とお詫び

本会会報2021年8月発行のNo.3号において、記載に誤りがありました。深くお詫び申し上げますとともに、下記の通り訂正させていただきます。

9頁 「バーチャル組合総会／理事会開催に関する実務指針」の策定について

3 法的・実務的論点 ①本人確認の方法

【誤】さらに、ID・パスワード等を組合員全員に通知するかバーチャル組合員全員に通知するかバーチャル出席組合員のみ通知するかによって整理することができる。

【正】さらに、ID・パスワード等を組合員全員に通知するかバーチャル出席組合員のみ通知するかによっても整理することができる。

< 信用保証制度のご紹介 >

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せず、中小企業の皆様は“事業再構築”や“業態転換”等のこれまでにない課題に直面しているのではないのでしょうか。

特別制度による資金繰り面での支援のほか、こうした課題の解決に向けた保証制度や事業もご用意しております。

新型コロナウイルス感染症 経営改善支援特別融資保証 <略称：伴走支援県>

資格要件：経営安定関連保証4・5号*または危機関連保証の認定を受け、かつ経営行動計画を策定した中小企業者

※経営安定関連保証5号は売上15%以上減少に限る

保証限度額：4,000万円

保証期間：10年以内(据置5年以内)

保証料率：負担なし

事業再生計画実施関連保証 (感染症対応型) <略称：改善サポ感染>

資格要件：事業再生計画*に基づいて事業再生を行い、金融機関へ実行状況等の報告を行う中小企業者

※中小企業再生支援協議会が関与した計画や経営サポート会議による検討に基づく計画等

保証限度額：2億8,000万円

保証期間：15年以内(据置5年以内)

保証料率：0.2%

費用は **無料**
当協会が負担します

専門家(その道のプロ)派遣事業

金融機関や関係機関と連携し各種専門家を派遣!

中小企業の皆様の経営力強化・向上のお手伝いをさせていただきます!

<専門家ラインナップ>

中小企業診断士

ITコーディネーター

フードコンサルタント

等、全9種

【派遣効果】

売上・集客の増加

事業計画の策定

生産性の向上

円滑な事業承継

従業員の意識向上

HP等のアクセス向上

上記保証制度や専門家派遣事業は令和3年10月末時点のものであり、今後、更新される可能性があります。新型コロナウイルス関連等の最新情報は、県や市町、当協会ホームページ等で必ずご確認をお願いします。制度についてご不明な点がございましたら、石川県信用保証協会(営業部)または取引金融機関までお問い合わせください。



石川県信用保証協会
ホームページはコチラ



当協会【YouTubeチャンネル】
経営支援の事例を動画で紹介しています!



友だち追加は
コチラから!

事業主・事業所の皆様

シルバー派遣 を活用されませんか！

企業の皆さん、少しでも人手が足りないことはありませんか。
 そんな時はシルバー人材センターをご利用ください。

就業の仕組み

シルバー派遣での就業は、臨時的・短期的な業務（おおむね月10日程度以内のもの）又は軽易な業務（おおむね週20時間を超えないもの）になります。

おおむね
月10日程度
以内の就業

おおむね
週20時間
を超えない就業

又は

シルバー派遣の就業例

就業日数・就業時間

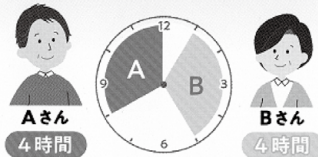
必要な時に、必要な時間だけ。



※上記の例のほかにも、さまざまな就業形態があります。

ローテーション就業

複数の会員で時間や曜日を分担。



主な仕事内容

- 事務系の仕事 一般事務、受付事務、パソコン入力等
- 施設等での仕事 施設などの管理業務（窓口、電話対応）、工場などの内外の清掃、除草
- 工場等での仕事 製品等の仕上げ作業、部品等の包装・梱包作業、食品の製造・加工など
- 販売店、宿泊施設等での仕事 スーパーの品出し、総菜加工、カート整理、飲食店等での食器洗い
旅館やホテルの配膳、調理補助、清掃

◆ お問い合わせは、地域のシルバー人材センターまで。

金沢市 SC ☎ 076-222-2411	野々市市 SC ☎ 076-294-8303	津幡町 SC ☎ 076-288-4462
小松市 SC ☎ 0761-47-2855	珠洲市 SC ☎ 0768-82-6886	中能登町 SC ☎ 0767-76-8060
七尾市 SC ☎ 0767-52-4680	輪島市 SC ☎ 0768-23-8033	能美市 SC ☎ 0761-58-4060
加賀市 SC ☎ 0761-73-2456	能登町 SC ☎ 0768-62-4688	宝達志水町 SC ☎ 0767-29-4850
白山市 SC ☎ 076-275-7604	かほく市 SC ☎ 076-281-3655	内灘町 SC ☎ 076-286-2992
羽咋市 SC ☎ 0767-22-2700	志賀町 SC ☎ 0767-42-2170	穴水町 SC ☎ 0768-52-4680

※「SC」は、「シルバー人材センター」の略です。

石川県あなたの街のシルバー

で 検索

厚生労働省委託事業 高齢者活躍人材確保育成事業

公益社団法人 石川県シルバー人材センター連合会

〒920-0862 金沢市芳斉1丁目15-15

シルバー人材センターをご紹介する動画を配信しています。

当連合会ホームページからご覧ください。

ホームページはQRコードからご覧いただけます。



経営者・役員・従業員とそ
 のご家族の
 安心の保障を準備するた
 めに
 中央会の共済制度をご活
 用ください。

BEST PARTNER
 大樹生命



従業員のた
 めの
 退職金準備に
 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
 安定した退職金準備が
 できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
 大樹生命保険株式会社



経営者・従業員のための
 万一の保障
 団体扱生命保険

団体扱* (月払)の場合、
 一般扱(口座振替扱月払等)で
 ご契約いただくよりも、
 保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の
 各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの
 保障準備をサポート



業務上の災害への備えに
 業務災害補償保険

事業活動にかかわる
 従業員さまのケガなどのリスクに
 対してお役に立つ保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
 三井住友海上火災保険株式会社
 業務災害補償保険 取扱代理店
 大樹生命保険株式会社



- * 団体扱とは、石川県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込み
 いただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い
 込む取り扱いのことです。
- * 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記まで
 お問い合わせください。
- * 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあ
 たっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起
 情報)」「ご契約のしおり-約款」および石川県中小企業団体中央会
 の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取
 扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 金沢支社

〒920-0853 石川県金沢市本町2-15-1 ポルテ金沢8F TEL:076-263-3256

<https://www.taiju-life.co.jp/>

大樹-KB-2019-1064 (損保)A-2021-101 (2021.4)
 R-2021-1001 (2021.4)

損害保険集団扱制度のご案内

★【自動車保険・火災保険】

石川県中小企業団体中央会では、組合員の企業経営並びに従業員の福利厚生を充実するため、会員の皆様に中央会損害保険集団扱制度(自動車保険・火災保険)のご加入をお勧めしております。つきましては、本制度について引受損害保険会社の取扱代理店が説明させて頂きたく、訪問した際にはよろしくお願いたします。

《損害保険集団扱制度の概要》

特 徴

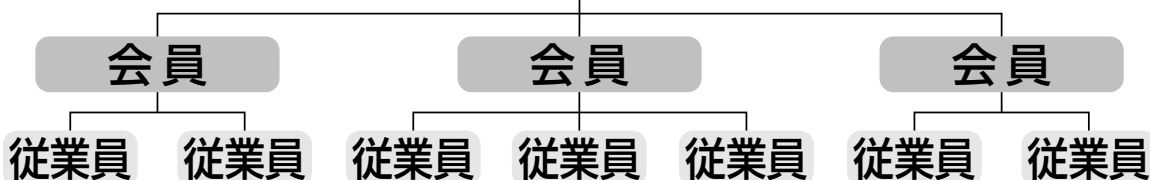
- ◎保険料は、一般契約より**5%割安**です。(保険料一時払の場合)
 - ◎手続きは、年1回払い、口座引落しです。
 - ◎下記損害保険会社と契約を行っている方は、現在契約している取扱代理店で制度利用が出来ます。
 - ◎自動車保険
 - ・既加入自動車保険は、無事故割引などをそのまま継承できます。
 - ・業務用車両も対象になります。
 - ◎火災保険
- ※詳しくは下記の各社にご確認ください。

対 象

(中央会指定の確認票を提出願います。)

- ◎中央会の会員(組合・企業・団体)◎会員の傘下企業、事業主及び従業員

県中央会



お問合せ先

石川県中小企業団体中央会 TEL.076-267-7711

〈本制度引受損害保険会社〉

三井住友海上火災保険株式会社……………TEL.076-223-9960

金沢支店 〒920-0918 金沢市尾山町6番25号

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社……………TEL.076-264-7811

金沢支店 〒920-0906 金沢市十間町5番地

損害保険ジャパン株式会社……………TEL.076-262-1681

金沢支店 金沢第一支社 〒920-8558 金沢市香林坊1-2-21

AIG損害保険株式会社……………TEL.076-222-0005

金沢支店 〒920-0919 金沢市南町4-60 金沢大同生命ビル2F

共栄火災海上保険株式会社……………TEL.076-261-9297

北陸支店金沢第一支社 〒920-0919 金沢市南町5番16号

(2020年10月作成)

くみWai広場
こんにちは組合さん

安原工業団地協同組合

組合のPRをお願いします

当工業団地は1976年(昭和51年)に開設され、組合は平成8年に設立、現在176名の組合員で構成されております。当工業団地は異業種工業団地であり、鉄工板金・プレス加工業、機械金属加工業、食品製造業、建設業、卸販売業等30以上の異業種企業が集積し、その3分の2以上が従業員数10名以下という、全国的にもきわめて特異な工業団地になっております。また団地の周囲は金沢市の農業の拠点とも言える地域であり、近隣には大きな住宅団地もあり、『農工住』が一体となった、地域に根ざした工業団地でもあります。

組合の事業では、共同購買事業、共同駐車場の維持管理、研修会・交流会の開催、郵便事業、指定管理者として金沢市異業種研修会館の運営を行っております。研修会は毎年11月に「文化講演会」とし、地域の方も交えた形式で開催しております。毎年、企業経営動向のアンケート調査を実施し組合員の景況の情報を収集しております。結果を組合員にフィードバックし、設備投資、雇用環境等を把握していただく機会としています。他にも組合では組合誌「りくつなあ〜」を年2回発刊し団地内の情報発信に努めております。

また、当組合は青年部、女性部の活動も活発であります。青年部は今年11月に創立20周年記念式典を開催しました。他視察研修も活発に行っております。女性部は名称を「桜梅桃梨の会」とし、



▲文化講演会の様子
▶桜梅桃梨の会

▲青年部20周年記念式典の様子

飾花推進活動として団地内の花壇の整備や古切手収集及びプルタブ収集を通じて福祉団体へのボランティア活動を行っております。このように当組合では青年部、女性部と手をとりあい組合本体と三位一体となって活動しています。

一言お願いします!(理事長 米澤氏)

昨年から続く新型コロナウイルスの影響により新年会、組合員交流会など様々な事業が中止もしくは延期を余儀なくされています。その代わりとして3月には食品加工業の組合員による『コロナに負けるな』食品配布事業を行いました。このコロナ禍が早く収まり、安心して組合活動が行われるよう願っています。

一方、現在1.8haの工業団地拡張整備が行われており、新たな工場建設も始まっています。新たな企業の進出により、組合の拡大に期待が膨らみます。

しかし、『2050年カーボンニュートラル宣言』、2030年をターゲットとしたSDGsの更なる推進もあり、様々な産業分野で急激な変化は避けようがない事と思われます。コロナが終息した後も急激に変化する世の中で組合と組合員企業が切磋琢磨、情報共有しながら活動していけるよう願ってやみません。

当コーナーに登場していただける事務局さんを募集中です! 自薦、他薦は問いませんので、中央会事務局まで連絡をお待ちしています!

From 編集室

宮崎県で開催された全国レディースフォーラムに出席しました! まちの至るところにフェニックスの木(ヤシの木)が植えられており、南国の雰囲気が漂っていました。また、宮崎空港の愛称は「宮崎県ブーゲンビリア空港」とされ、空港にもブーゲンビリアが華やかに咲いていました。宮崎県は「神話のふるさと」といわれ、古事記や日本書紀に記された神々の物語の舞台とされています。アトラクションでは神秘的な神話をご紹介され迫力のあるものでした。また行く機会があれば、ゆっくりとパワースポット巡りしたいと思います。

編集者T



同一司会者による生放送音楽番組の最長放送でギネス認定! タモリ編

一、やっぱり近道はないよ。真ん中の王道が近道なんだよ

一、仕事を楽しくやりなさい。遊びをクソ真面目にやりなさい

一、明日のことを語るヤツはゴマンというが、昨日までのことをキチつとやれるヤツはほとんどいないんだよ。

一、名言は好きです。でも、名言を言おうとする人は嫌いです。

Qプレゼントクイズ

Q. くみWai広場でご紹介させていただいた、安原工業団地協同組合が発行している組合誌の名称は何でしょうか? 「○○○なあ〜」

A. ○にあてはまるひらがな3文字をお答えください。

正解者の中から抽選で、粗品を差し上げます。

今後、よりよい誌面づくりを行うために読者の皆さんからのご意見、ご要望をお伺いしたいと思っておりますので、同封のプレゼント付き読者アンケート回答へのご協力をお願いします。少しでも多くの「声」をお待ちしています。



回答は中央会 FAX: 076-267-7720 までお送り下さい。

石川県中小企業団体中央会

Facebookページ

facebook

石川県中央会 facebook で検索



石川県中小企業団体中央会

@icnet.ishikawa

ホーム

基本データ



ファン登録をお願いします。

- ★より身近な情報提供を行います。
 - ★アンケートなどを行ってより充実した情報を発信します。
- ※なお、ファン登録を行うためには、Facebookアカウントを取得(無料)する必要があります。

いいね!



メッセージを送る

石川県中央会 フェイスブックページ 掲載事例のご紹介

